

審議会委員を募集します

【選考方法】 作文審査
 ※選考結果は全員に通知します。
 ※提出書類は返却しません。
【報酬】 6,000円/日
 ※市の規定に基づく。

◆伊賀市美術博物館 建設準備委員会委員

【応募資格】
 ○市内在住で満18歳から70歳までの人
 ○市が設置する他の審議会、その他
 附属機関の委員でない人
 ○市議会議員・市職員でない人
【募集人員】 若干名
【開催回数】 年4回程度
【原則】 平日の昼間2時間程度
【任期】 委嘱の日から2年間
 ※委嘱日は、4月1日以降、初めて
 行われる審議会の開催日。

【応募方法】 「伊賀市らしい美術博
 物館」と題した作文を800字以内
 にまとめ、住所・氏名（ふりがな）・
 生年月日・電話番号を記入の上、左
 記まで。
【応募期限】 5月26日(金) ※必着
【応募先・問い合わせ先】
 美術博物館建設準備室
 ☎41・0400
 FAX 22・9694
 ✉museum@city.iga.lg.jp



◆伊賀市中心市街地活性化 基本計画策定委員会委員

【応募資格】
 ○市内在住で満18歳から70歳までの人
 ○市が設置する他の審議会、その他
 附属機関の委員でない人
 ○市議会議員・市職員でない人
【募集人数】 3人以内
【任期】 委嘱の日から基本計画が
 策定される日まで
【開催回数】 任期中6回程度
【原則】 平日
【応募方法】 応募動機（800字以
 内）、住所、氏名（ふりがな）、生年
 月日、電話番号、メールアドレスを
 記入の上、左記まで
 ※メール・ファックスの場合は、件名
 に「基本計画策定委員応募」、郵
 送の場合は、封筒に「基本計画策
 定委員応募」と明記してください。

【応募期限】 5月31日(水) 午後5時 ※必着
【応募先・問い合わせ先】
 中心市街地推進課
 ☎22・9825
 FAX 22・9695
 ✉shigaich@city.iga.lg.jp



◆図書館協議会委員

【募集人数】 2人以内
【応募資格】
 ○市内在住で満18歳から70歳までの人
 ○市議会議員・市職員でない人
【開催回数】 年2回程度
【原則】 平日の昼間2時間程度
【任期】
 8月1日(火)〜令和7年7月31日(休)
【応募方法】 応募動機（800字以
 内・様式自由）・住所・氏名（ふり
 がな）・生年月日・電話番号を記入
 の上、左記まで

【応募期限】 5月31日(水) ※必着
【応募先・問い合わせ先】
 上野図書館
 ☎21・6868
 FAX 21・8999
 ✉ueno-toshok@city.iga.lg.jp



◆一般廃棄物の収集、運搬、処分 及び浄化槽清掃業の委託、許可、 更新等（取消し及び停止を含 む。）に関する審査委員会委員

【募集人数】 2人以内
【応募資格】
 ○市内在住で満18歳から70歳までの人
 ○市議会議員・市職員でない人
 ○現在、市内で一般廃棄物の収集・
 運搬・処分・浄化槽清掃業を行っ
 ている事業所の職員または関係者
 でない人
【開催回数】 年3回程度
【原則】 平日の昼間2〜3時間程度
【任期】
 7月1日(土)〜令和7年6月30日(月)

【応募方法】 応募動機（800字
 以内・様式自由）、住所・氏名（ふ
 りがな）・生年月日・電話番号・職
 業を記入の上、左記まで
 ※持参の場合は、午前9時から午後
 5時まで（土・日曜日、祝日を除
 く。）
【応募期限】 6月2日(金) 午後5時 ※必着
【応募先・問い合わせ先】
 廃棄物対策課
 (なぐら)サイタルセンター内
 ☎20・1050 FAX 20・2575
 ✉haikibutsu@city.iga.lg.jp



ヘルプマーク用タグを配布しています

ヘルプマークは、援助や配慮
 を必要としている障がいのある
 人や病気の人が、支援や理
 解を求めやすくするマークで
 す。ヘルプマークを持つてい
 る人を見かけたら、ご理解と配
 慮をお願いします。

ヘルプマークは、ストラップ
 タイプとカードタイプがありま
 す。ストラップタイプはカバン
 などに吊り下げて使用できま
 す。市では、ストラップタイプ
 に取り付けて使用できるタグを
 配布しています。

タグは11種類あり、障がい福
 祉課と各支所で配布していま
 す。このタグは、ヘルプマーク
 に取り付けて、支援してほしい
 内容などを周りに明確に伝える
 手助けになります。



※カードタイプは、中面に助け
 てほしいことなどを記入し、
 必要なときにカードを見せる
 ことで支援してほしい内容を
 伝えることができます。



【配布場所・問い合わせ】 ○障がい福祉課 ☎22-9657 FAX 22-9662 ✉shougai@city.iga.lg.jp
 ○各支所（上野支所除く。）



消費者トラブルにご注意

◆デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と 消費者のくらし～

5月は消費者月間です。社会
 のデジタル化が進み、多様なコ
 ミュニケーションやサービスの
 利用が可能となりました。SNS
 などによる情報収集・発信や
 オンライン消費の普及など、私
 たちの生活は非常に便利にな
 り、楽しみ方の幅は拡大してい
 ます。

一方で、新たな消費者トラブ
 ルも発生しています。デジタル
 サービスの仕組みやそのリスク
 の理解、さまざまな情報の正確
 さを見極める力や、適切に活用
 するための情報モラルなどを身
 に付けることが必要です。
 正しい情報を活用し、トラブ
 ルを避けながら、安全・安心に
 より豊かな消費生活を楽しみま
 しょう。



◆一人で悩まず相談を

伊賀市消費生活相談窓口では
 市民の皆さんの安全・安心な消
 費生活のための相談をお受けし
 ています。消費者と事業者の間
 で起きたトラブルについて、解
 決のための助言や情報提供のほ
 か、必要に応じてあっせんを
 行っています。

もし困ったことや分らないこ
 とがあるとき、被害にあったと
 きなどは、一人で悩まず気軽に
 相談してください。

◆よくあるインターネット通販 のトラブル

「インターネットで注文した
 商品が届かない」「粗悪なニセ
 モノが届いた」「お試しと思っ
 たら定期購入だった」などのト
 ラブルや、悪質な偽ショッピング
 サイトによる詐欺被害が発生
 しています。

サイトのURLや規約などを
 十分確認するようにください。
 困ったときは、消費生活相
 談専用ダイヤルまたは消費者
 ホットライン☎188にお電話
 ください。

【問い合わせ】 消費生活相談専用ダイヤル（住民課内）
 ☎22-9626 FAX 222-9641 ✉juumin@city.iga.lg.jp

